

# 全動薬協会報

No.379

一般  
社団法人 全国動物薬品器材協会

2026年5月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

## 目次

### ○農林水産省等のお知らせ（2026年3月13日～2026年5月18日）

#### ・薬事関係

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正	2
薬機法等改正法の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の交付	2
「薬機法関係事務の取扱いについて」の一部改正	8
「薬機法関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正	8
動物用医薬品等取締規則の一部改正	8
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する 指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正	9

#### ・家畜衛生関係等

熊本県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について	10
宮崎県における豚熱の患築の確認（国内103例目）	12
静岡県における豚熱の患築の確認（国内104例目）	12
畜舎における火災の発生予防について	13

#### ・狂犬病予防法施行規則の一部改正

	15
--	----

#### ・その他

農林水産省動物医薬品検査所の審査調整課の改組	17
------------------------	----

### ○農林水産省等の報告・統計から

飼養動物診療施設の開設届出状況・就業獣医師別の施設の状況	17
令和7年鶏卵流通統計調査結果	20

### ○事務局だより

令和8年度第1回理事会報告	21
第57回総会（令和8年5月21日）・令和8年度第2回理事会開催（詳細は7月号）	21
協会主催令和8年度認定更新研修スケジュール	22

### ○協会ホームページから

都道府県協会の会長等変更	23
--------------	----

### ○連載 「変革期の獣医療業界を支える卸売業」第6回（別刷カラー版）



## ○農林水産省等のお知らせ

### ☆☆薬事関係

事務連絡  
令和8年3月24日

一般社団法人全国動物薬品器材協会 御中

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課課長補佐  
(薬事審査管理班担当)

### 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和8年農林水産省令第19号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

#### 記

#### 1 改正の内容

- (1) 別表第一の「ケトプロフェンを有効成分とする注射剤（別表第2に掲げるものを除く。）」の使用者が遵守すべき基準について、動物用医薬品使用対象動物に牛を加え、その基準を新たに設定した。
- (2) 別表第二に「鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤（1mL当たり鉄133.4mg以下及びトルトラズリル30mg以下を含有するものに限る。）」の基準を新たに設定した。それに伴い、既存の「鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射

剤」に「(次項に掲げるものを除く。）」を加えた。

#### 2 施行期日

令和8年3月24日

#### 3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

- (1) ケトプロフェンを有効成分とする注射剤  
販売名：ケトフィス

(ゾエティス・ジャパン株式会社)

効能又は効果：牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）：  
牛呼吸器病における解熱

- (2) 鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤（1mL当たり鉄133.4mg以下及びトルトラズリル30mg以下を含有するものに限る。）

販売名：フォーセリス注射薬

(セバ・ジャパン株式会社)

効能又は効果：豚：子豚のCystoisospora suisによるコクシジウム症の発症防止及びオーシスト排泄の減少並びに鉄欠乏性貧血の予防



7消安第7578号  
令和8年3月26日

農林水産省消費・安全局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令の公布について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法

律（令和7年法律第37号。以下「改正法」という。）の一部及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第362号。以下「改正政令」という。）の一部の施行に伴って、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和8年農林水産省令第20号。以下「改正省令」という。）が公布されました。

改正省令の趣旨、内容等については下記のとおりです。

つきましては、このことについて事務の参考とするとともに、貴管下の動物用医薬品、動物用医薬部外品、動物用医療機器及び動物用再生医療等製品に係る製造販売業者、製造業者及び販売業者、獣医師等の関係者に周知していただくようお願いします。

## 記

### 第1 改正の趣旨

改正法の一部及び改正政令の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号。以下「規則」という。）等について、医薬品製造管理者に係る製造管理者等の要件の見直し、リアルワールドデータの安全対策等への利活用の明確化、希少・重篤な疾患に対する医薬品等に係る条件付承認の見直し、検定実施体制の合理化等に関する規定の整備等を行う。

### 第2 動物用医薬品等取締規則の一部改正関係

#### 1 医薬品製造管理者等の要件の見直し

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法（以下「薬機法」という。）第17条第5項第3号に基づき、

医薬品製造管理者及び体外診断用医薬品製造管理者（以下「管理者」という。）に薬剤師を置くことが著しく困難であると認められる場合には、以下の者に製造管理を行わせることができることとし、当該者に製造管理を行わせることができる期間は5年間とする（規則第66条及び第91条の52の2関係）。

①大学等において、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者

②農林水産大臣が①に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

(2) 薬剤師以外の技術者を管理者として置く場合の製造業者の遵守事項として、以下の措置を講じなければならないこととする（規則第72条の2及び第91条の60の2関係）。

①管理者を補佐する薬剤師（以下「管理者補佐薬剤師」という。）の設置

②管理者として必要な能力及び経験を有する薬剤師を置くために必要な措置

(3) 管理者補佐薬剤師の氏名を変更する場合は、届出を行わなければならないこととする。また、薬剤師以外の技術者を管理者として置く場合には、製造業の許可の申請又は管理者に係る変更の届出の際、薬剤師以外の技術者を置く理由を記載した書類、管理者補佐薬剤師の資格を証する書類の写し、製造業者と管理者補佐薬剤師との使用関係を証する書類、管理者として必要な資質を有する薬剤師を置くために必要な措置に関する計画等を添付することとする（規則第12条第1項、第80条第3項、第91条の10第1項及び第91条の69第3項関係）。

(4) 薬剤師以外の技術者を管理者として置く場合の、製造業の許可台帳又は登録台帳の記載事項として、管理者補佐薬剤師の氏名及び住所を規定する（規則第19条及び第91条の16関係）。

#### 2 リアルワールドデータの安全対策等への利活用の明確化

(1) 改正法により、リアルワールドデータ※

を活用した承認申請、再審査又は使用成績評価の申請等を認めることとし、その際の添付資料として医薬品等の「品質、有効性及び安全性に関する資料として農林水産省令で定める資料」の提出を求めることとした。医薬品等の承認申請に当たって提出する資料は、具体的には規則に規定しているところ、新たにリアルワールドデータに基づく資料を規定する。

※ 臨床試験の成績ではなく、診療録や処方箋、ウェアラブルデバイスのデータ等の日常生活で得られる人・動物の健康に関わるデータ

(2) 医薬品等の承認申請書に添付する資料として、臨床試験成績のほかに「臨床等で得られた品質、有効性及び安全性に関する成績に関する資料（診療等により得られる個々の動物の身体の状態に関する情報を分析して作成された資料を含む。）」を規定する（規則第26条、第91条の25及び第91条の106関係）。

(3) 医薬品又は再生医療等製品の再審査・医療機器又は体外診断用医薬品の使用成績評価の申請書に添付する資料として、「申請に係る医薬品の副作用等の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査に関する資料その他当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料」等を規定する（規則第41条、第91条の41及び第91条の109関係）。

### 3 希少・重篤な疾患に対する医薬品等に係る条件付承認の見直し

(1) 改正法により、薬機法第14条第5項及び第23条の2の5第5項が削除されることに伴い、条件付承認の適用範囲及び手続に関する規定を削除する（改正省令による改正前の規則（以下「改正前規則」という。）第29条の2から第29条の7まで関係）。

(2) 条件付承認に係る条件として「農林水産省令で定める調査」が規定されたため、当該調

査として、「医薬品条件付承認に係る医薬品の副作用等の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査、当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する調査その他の当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する調査」等を規定する（規則第38条の8関係）。

(3) 条件付承認を受けた者は、承認の条件とされた調査を実施したことにより作成した「農林水産省令で定める資料」を農林水産大臣に提出し、当該承認に係る医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する調査を受けなければならないこととされたため、当該資料として、

①承認の条件とされた調査に関する資料

②医薬品の副作用等の発現状況並びに品質、有効性及び安全性に関する情報の検出又は確認のために行う調査に関する資料、当該医薬品の効能又は効果及び安全性に関しその製造販売の承認後に得られた研究報告に関する資料その他の当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関する資料

等を規定する。なお、②については、合理的な理由がある場合には添付を要しないこととする（規則第38条の9及び第38条の10関係）。

## 4 検定実施体制の合理化

(1) 品目によっては書面のみによる審査を可能とするため、改正法により、薬機法第43条において「検定」が「検査」に改められたことを踏まえ、「検定」の文言を「検査」に改める。

(2) 検定に関して都道府県が実施している業務が廃止されることを踏まえ、以下の改正を行う。

- ・出願者は検査申請書を直接検査機関に提出しなければならないこととする（規則第152条関係）。

- ・出願者は、検査を受けようとする医薬品等を最終小分容器に入れ、これを他の医薬品

等と区別するため、識別表示その他適切な方法で管理し、出納を行うとともに、その記録を作成し、作成の日から5年間保存しなければならないこととする（規則第153条関係）。

- ・保存用品を医薬品等の有効期間経過後3か月間保存しなければならないとする規定を削除する（規則第155条関係）。
- ・検査の出願者は、試験品を検査機関に送付する場合には、農林水産大臣の定める数量の試験品を適当な容器に収め、これに必要事項を記載しなければならないこととする。なお、試験品の封印義務及び都道府県知事が薬事監視員に保管が適切に行われていることを確認させる義務は廃止する（規則第154条及び第155条関係）。
- ・薬事監視員による試験品の採取に関する規定を削除する（規則第154条及び第156条関係）。

(3) 改正政令において、出願者による検定に合格した旨の表示の義務及び都道府県知事が薬事監視員に当該表示が付されていることを確認させる義務が廃止されたことから、当該表示に関する規定を削除するとともに、検査機関は、検査合格証明書を交付したときは、当該医薬品等の品名や製造販売業者等の情報を検査機関のホームページに掲載しなければならないこととする（規則第157条及び第158条関係）。

なお、検定に合格した医薬品等に係る表示等の義務が廃止されたが、改正法の施行日（令和8年5月1日）以降であっても、改正前規則の規定による表示（検定に合格した旨の表示）がなされた製品が流通されることは差し支えないこととする。

(4) 検査の申請が必要な医薬品の使用期限を、他の有効期限が定められている医薬品同様、製造完了日の属する月の翌月から起算し、承認事項として定められている有効期間の満了日とするため、以下の改正を行う（改正前規則第152条

第3項及び規則第170条）。

- ・検定の申請期限を製造完了日（輸入製品にあっては通関手続完了の日）から14日以内とする規定を削除
- ・検定の申請をする医薬品の使用期限を、検定終了日が属する月の翌月から起算し、承認事項として定められている有効期間の満了日とする規定を削除
- ・期間内に検定の申請をすることができなかった場合等に、動物医薬品検査所長が指示する期日を使用期限とする規定を削除

(5) 現行では、製造販売業者は、承認事項の一部変更の承認（以下「変更承認」という。）を受けた場合には必ず、検査機関に対し、製造・試験記録等要約書の様式変更の申請が必要とされているところ、変更承認を受けたことにより様式変更が必要となる場合にのみ製造・試験記録等要約書の様式の変更申請を求めることとする（規則第152条の6関係）。

## 5 日本薬局方に収められている医薬品に係る表示の特例

日本薬局方に収められている体外診断用医薬品であって、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないものの、適正なものとして承認を受けたものについて、外部の容器又は外部の被包に「体外診断用医薬品」の文字及び薬機法第50条各号に掲げる事項が記載されている場合は、その直接の容器又は直接の被包に改正法による改正後の薬機法（以下「改正後薬機法」という。）第50条第6号に掲げる事項が記載されていることを要しないこととする（規則第175条第2項関係）。

## 6 優先審査を受けて承認された医薬品等に係る表示の特例

優先審査により承認を受けた医薬品等として公示されたものについては、符号の容器又は被包への表示により流通の確保に支障を及ぼすお

それがあつ場合等のやむを得ない理由がある場合には、医薬品等を特定するための符号の表示を要しないこととする（規則第184条の13の2第2項関係）。

## 7 感染症評価報告

(1) 再生医療等製品及び生物由来製品の感染症定期報告について、改正法により、その名称を「感染症評価報告」に改め、定期的な報告ではなく、農林水産省令で定めるところにより行うものとされたことを踏まえ、以下のとおり報告対象に応じて、報告事項及び報告期限を規定する（規則第184条の20及び第194条の2関係）。

（以下略）

(2) 「感染症定期報告」の文言を「感染症評価報告」に改める。

## 8 承認事項の軽微な変更の範囲の拡大

動物用医薬品及び動物用医薬部外品の規格及び検査方法に掲げる事項の削除又は規格の変更について、製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれがあるもの以外にあつては、承認事項の軽微な変更の届出で足りることし、変更承認を不要とする（規則第33条関係）。

## 9 その他所要の改正を行う。

### 第3 その他農林水産省関係省令の一部改正

動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年農林水産省令第74号）その他の関係省令について、条項移動等、所要の改正を行う。

### 第4 施行期日

改正省令は、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）の一部改正を除き、令和8年5月1日から施行する。

### 第5 経過措置

改正省令による各省令の様式改正に伴い、以下の経過措置を設ける。

①既に使用されている、旧様式による書類に

つについては、改正後の様式によるものとみなすこと。

②旧様式による用紙については、当分の間、取り繕つて使用できることとする。

## 第6 改正法の施行に係る留意事項

(1) 改正法の施行日（令和8年5月1日）において、改正法による改正前の薬機法（以下「改正前薬機法」という。）第43条第1項又は第2項の検定を受け、かつ、これに合格している医薬品等及び(4)の経過措置の適用を受け検定に合格した医薬品等は、改正後薬機法第43条第1項又は第2項の検査を受け、かつ、これに合格したものとする。

(2) 改正法の施行日（令和8年5月1日）までに、改正前薬機法第43条第1項又は第2項の検定の申請を受け、これに合格させるかどうかの処分がされていないものについては、第2の4にかかわらず、なお従前の例によることとする。



- ◇
- ◇
- ◇
- ・8消安第590号「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」の一部改正について
- ・8消安第605号「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について

## 以下の一部改正の概要

### ○改正の概要

#### (1) 医薬品製造所の責任者（薬剤師）の設置の特例関係

医薬品製造所の責任者として設置が必要な薬剤師について、知識経験が成熟した薬剤師の設置が困難な場合には、5年の年限を以て、薬剤師ではない製造等の知見のある者に代えることができることとなった。

これに当たり、代理を設置する際の申請時の資格資料等の詳細を規定する。

#### (2) リアルワールドデータの承認申請等への活用関係

医薬品等の承認や再審査の申請の際に、臨床試験以外の臨床等で得られた成績（リアルワールドデータ）を有効性及び安全性の根拠資料として、任意で添付が可能となることを規定する。

※なお、現時点において、動物分野で活用可能なリアルワールドデータの事例はないため、活用可能な具体事例が生じた際に詳細化の想定。

#### (3) 見直し後の条件付承認の運用関係

条件付承認制度が見直されたことに伴い、本制度の適用対象及び承認後の調査の詳細について規定する。

なお、本質的には、法律の改正前から調査内容等に変更はないため、改正前と同様に規定する。

#### (4) 国家検定制度の見直し

ア 国家検定業務における試験品の抜き取り等の都道府県の関与が廃止されたため、技術的助言通知から国家検定に係る内容を削除する。

イ 検定品を申請者（メーカー）から検査機関に送付する際の取扱、検定品のメーカーにおける出納管理等の運用の詳細を、関係事務通知に規定する。

ウ その他「検定」が「検査」に名称変更になること、検査合格品への合格表示の義務の廃止等に伴い、関係通知について所要の整備を行う。

#### (5) 感染症評価報告制度の見直し

ア 再生医療等製品及び生物由来製品については、製品やその原料に起因する感染症等の発生を国に報告する必要がある。

イ 当該報告について、発生の有無に関わらず定期的に報告（年1回）する制度から、発生があった年のみ報告する制度に改められた。

これに併せて、発生した感染症等の影響度が大きい場合には発生の都度報告（1月以内）することとなった。

ウ この影響度が大きいと判断する基準を、以下に示す場合であることを示すとともに、報告様式等の整備を行う。

（ア）感染症法上の「新感染症」及び家畜伝染病予防法上の「新疾病」のうち家畜の生産・健康に重大な影響を及ぼすものの場合

（イ）感染症法上の「一類感染症」及び家畜伝染病予防法上の「特定家畜伝染病」の場合

#### (6) その他 条ズレ等の記載整備を含む所要の整備

◇ ◇ ◇

8消安第590号  
令和8年4月28日

農林水産省消費・安全局長

**「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」の一部改正について**

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の一部の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12畜A第729号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知します。

つきましては、このことについて貴管轄下の関係業者に御周知いただくようお願いします。

なお、別添のとおり、関連団体宛てに通知したことを申し添えます。

[別紙略]（農林水産省ホームページ参照）

◇ ◇ ◇

8消安第605号  
令和8年4月28日

一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

**「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について**

平素より、動物薬事行政につきまして御理解、御協力いただき感謝いたします。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正

する法律（令和7年法律第37号）の一部の施行に伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的助言について」（平成12年3月31日付け12畜A第728号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知します。

つきましては、このことについて貴会会員に御周知いただくようお願いします。

[別紙略]（農林水産省ホームページ参照）

◇ ◇ ◇

8消安第944号  
令和8年5月12日

農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課長

**動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について**

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第36条の8第1項、第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和8年農林水産省令第37号）が公布されました。

改正省令の概要及びこれに伴う医薬品の取扱い等については下記のとおりです。

つきましては、このことについて御了知の上、貴会会員へ周知いただくようお願いいたします。

記

**1 改正の概要**

(1) メロキシカムの指定医薬品への指定

メロキシカムについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）にお

いて、一錠中メロキシカムとして10mg以下を含有するものが劇薬から除外された。これを踏まえ、一錠中メロキシカムとして10mg以下を含有する動物用医薬品の毒薬又は劇薬への指定の可否を薬事審議会に諮問した結果、劇薬から除外することが妥当と判断された。ただし、製剤の取扱いには薬学の高度な知識が必要であることから、メロキシカムを改めて指定医薬品に指定する。

(2) 一錠中モキシデクチン0.024パーセント以下を含有する内用剤の劇薬からの除外

犬の犬糸状虫の寄生予防、ノミ及びマダニの駆除、イヌニキビダニの駆除による全身性毛包虫症の改善、犬回虫（未成熟虫及び成虫）、犬小回虫、犬鉤虫（未成熟虫及び成虫）、瓜実条虫及び単包条虫・多包条虫の駆除に使用される一錠中モキシデクチン0.024パーセントを含有する製剤の製造販売が承認されることに伴い、薬事審議会の答申を踏まえて、モキシデクチンを有効成分として含有する製剤のうち、一錠中モキシデクチン0.024パーセント以下を含有する内用剤を劇薬から除く。

(3) モリデュスタット、その誘導体及びそれらの塩類並びにこれらを含有する製剤の要指示医薬品への指定

猫の腎性貧血に使用されるモリデュスタットナトリウムを有効成分とする製剤の製造販売が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品に指定する。

## 2 公布の日

令和8年5月12日

## 3 劇薬から除外された動物用医薬品の記載及び表示の取扱いについて

一錠中メロキシカムとして10mg以下を含有する動物用医薬品の製剤であって、令和9年1月31日以前に現に存しているものについては、その添付する文書に劇薬である旨の記載又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に劇薬である旨の表示があっても差支えないものとする。

## 4 参考

今般承認される動物用医薬品（一錠中モキシデクチン0.024パーセントを含有する内用剤及びモリデュスタットナトリウムを有効成分とする製剤）の概要は以下のとおり。

・一錠中モキシデクチン0.024パーセントを含有する内用剤

販売名：

クレデリオクワトロ錠S、同M、同L、同LL、同XL（エランコジャパン株式会社）

効能又は効果：

犬：犬糸状虫の寄生予防

ノミ及びマダニの駆除

イヌニキビダニの駆除による全身性毛包虫症の改善

犬回虫（未成熟虫及び成虫）、犬小回虫、犬鉤虫（未成熟虫及び成虫）、瓜実条虫及び単包条虫・多包条虫の駆除

・モリデュスタットナトリウムを有効成分とする製剤

販売名：

バレンジン（エランコジャパン株式会社）

効能又は効果：

猫：腎性貧血の治療

◇ ◇ ◇

医薬発0318第1号

令和8年3月18日

厚生労働省医薬局長

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定す

る指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第24号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 指定薬物の指定

##### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる1物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ[b, d]ピラン-1-オール及びその塩類

##### (2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質を含有する物（ただし、元来この物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

#### 2. 施行期日

令和8年6月1日から施行する。



#### ☆☆家畜衛生関係

7消安第7859号  
令和8年3月26日

農林水産省消費・安全局長

#### 熊本県の野生イノシシにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県球磨郡多良木町で死亡していた野生イノシシにおいて、貴県初となる豚熱感染が確認されました。貴県内での野生イノシシでの豚熱の感染が拡大すれば、飼養豚における豚熱発生のリスクが高まることとなります。

また、九州は日本最大の養豚地帯であり、野生イノシシでの豚熱感染拡大阻止が重要となります。生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が協力し、的確な防疫対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、野生イノシシは春になると、餌を求めて人里に近付く等、行動様式、活動範囲が変化します。貴県におかれては、下記の具体的に取り組むべき内容を踏まえ、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、野生イノシシの生息状況を踏まえた迅速かつ的確な防疫措置の実行を最大限に実施いただくようお願いいたします。

つきましては、下記について、市町村、関係団体等にも周知し、地域全体で豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いいたします。

#### 記

#### 1 野生イノシシのサーベイランス及び捕獲について

これまで、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生イノシシにおける豚熱ウイルス

スの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生イノシシにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。サーベイランス強化期間を本年6月まで延長し、この間、野生イノシシでの豚熱感染が確認された地域を中心に毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生イノシシにおける感染をこれ以上広げないため、感染確認区域を中心に野生イノシシの捕獲の強化をお願いいたします。

## 2 経口ワクチンの散布について

貴県については、隣接県での豚熱感染状況を踏まえ、既に豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域として指定され、散布を実施いただいているところです。

引き続き、県内の感染確認状況も踏まえ、経口ワクチン散布を継続するようお願いいたします。

## 3 狩猟及び捕獲等に当たっての豚熱対策の再徹底について

狩猟や捕獲等は、野生イノシシとの接触を意図的に行う活動であり、豚熱ウイルスの拡散リスクが高いものと考えられます。狩猟期間外ではありますが、有害鳥獣捕獲に携わる狩猟者等に対して、別紙1の資料等を活用し、衛生対策の実施について改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

## 4 豚熱感染拡大防止対策の周知徹底について

野生イノシシにおける豚熱対策には、地域住民、旅行者、県内事業者等（以下「地域住民等」という。）の協力が重要となります。このため、別紙2のチラシ等を活用し、地域住民等に向けて、人・物を介した感染拡大・まん延防止対策の実施について、改めて周知徹底を行うようお願いいたします。

## 5 飼養衛生管理の徹底について

貴県において豚熱の感染拡大リスクがかつてないほど高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いいたします。

(1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養する豚等の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めただけの場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

(2) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。

①家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限

②出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理

③野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかな改善

(3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。

(4) 万が一の発生に備えて、防疫対応の準備状況について確認するとともに、埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

◇ ◇ ◇

令和8年4月10日  
農 林 水 産 省

### 宮崎県における豚熱の患畜の確認(国内103例目)及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について

本日、宮崎県都城市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

#### 1.発生農場の概要

所在地：宮崎県都城市  
飼養状況：約5,500頭

#### 2.経緯

(1) 令和8年4月8日(水曜日)、宮崎県は、都城市の農場において異状が見られるとの通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。

(2) 宮崎県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門<sup>(注)</sup>で精密検査を実施したところ、4月10日(金曜日)、豚熱の患畜であることが判明しました。

<sup>(注)</sup>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

#### 3.今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。

(3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。

(4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

(5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

#### 4.農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和8年4月10日(金曜日) 11時00分  
場所：農林水産省第1特別会議室  
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

◇ ◇ ◇

令和8年5月5日  
農 林 水 産 省

### 静岡県における豚熱の患畜の確認(国内104例目)及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、静岡県富士宮市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

#### 1.発生農場の概要

所在地：静岡県富士宮市  
飼養状況：約2,930頭

#### 2.経緯

- (1) 令和8年5月4日(月曜日)、静岡県は、富士宮市の農場において異状が見られるとの通報

があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。

(2) 静岡県 の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門<sup>(注)</sup>で精密検査を実施したところ、5月5日(火曜日)、豚熱の患畜であることが判明しました。

<sup>(注)</sup>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

### 3.今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼却等の必要な防疫措置を迅速かつ確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。
- (6) 飼養豚への適時・適切なワクチン接種を徹底します。

### 4.農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部 日時：令和8年5月5日(火曜日)(持ち回り開催)

◇ ◇ ◇

8畜産第505号  
令和8年4月28日

畜産局 企画課長 畜産振興課長

#### 畜舎における火災の発生予防について

昨今、畜舎における火災の発生が複数報道さ

れていますが、畜舎における火災予防は、農家の皆様の安全確保のみならず、畜産経営の安定や畜産物の安定供給を図る上でも非常に重要です。また、近年の畜産経営の大規模化や機械化に伴い、火災発生時の被害や発生リスクが大きくなることも考えられます。

つきましては、貴農政事務所管内都道府県に対し、改めて、下記について点検・確認いただくとともに、従業員の教育などにより、火災の発生予防対策の徹底を図るよう指導方お願いします。

#### 記

##### 1 火災の原因となり得る機器の取扱い

(1) 暖房器具及び電気機器の使用や給油など、農場内での火災の発火源となる機器の取扱い及び発火要因に繋がる作業ルールについて従業員全員で再確認する。

(2) 暖房器具や焼却炉等の周囲に乾草、エサ袋、木材、その他の燃えやすいものを置かない。

##### 2 電気設備の漏電や過熱防止のための定期的な点検

電気設備等の耐用年数を確認し、必要に応じ電気保安協会等の定期点検を受検するとともに、以下について点検する。

###### (1) 漏電の防止

ア 配線が扉などに挟まれる、重いものの下敷きになる、ネズミや害虫にかじられる等による絶縁体の損傷、配線の露出や腐食箇所がないか。

イ コンセントやプラグ、スイッチ周囲にホコリがたまっていないか。

###### (2) 過熱の防止

ア タコ足配線による容量オーバーとなっていないか。

イ プラグはコンセントにしっかり差し込まれているか。老朽化によるひび割れなどがないか。

ウ 開閉器には適正なヒューズが使用されて

いるか。

### 3 家畜排せつ物から発生するメタンガス

家畜排せつ物から発生するメタンガスに引火する恐れがあることから、メタンガスが発生しやすい場所では、火気の取扱いに注意する。

### 4 畜舎火災の発生を想定した準備

万一が火災が発生した場合も、その被害を最小限に抑えられるよう、事業継続計画（BCP）の

作成を行うなど、日ごろから以下について準備をする。

- (1) 消火器具の設置、また火災報知器等の設置の検討
- (2) 家畜や従業員の避難方法や避難経路、避難場所の確認
- (3) 従業員の消火・避難訓練の実施

## 畜舎火災を防ぎましょう！

### 火災の原因となり得る機器の取扱い

- ✓ 暖房器具及び電気機器の使用や給油など、農場内での火災の発火源となる機器の取扱い及び発火要因に繋がる作業ルールについて従業員全員で再確認し、火災予防対策を徹底しましょう。
- ✓ 暖房器具等の周囲に乾草、エサ袋、木材等の燃えやすいものを置かないようにしましょう。

### 電気設備の漏電や過熱防止のための点検

#### ① 漏電の点検

- ✓ 配線が扉などに挟まれたり、重いものの下敷きになっていたり、ネズミや害虫にかじられたりしたこと等による絶縁体の損傷や配線の露出や腐食はありませんか？
- ✓ コンセントやプラグ、スイッチ周囲にホコリがたまっていますか？

#### ② 過熱の点検

- ✓ タコ足配線による容量オーバーはありませんか？
- ✓ プラグはコンセントにしっかり差し込まれていますか？老朽化によりひび割れなどはありませんか？
- ✓ 開閉器には適正なヒューズが使用されていますか？

### 家畜排せつ物から発生するメタンガス

- ✓ 家畜排せつ物から発生するメタンガスに引火する恐れがあることから、メタンガスが発生しやすい場所では、火気の取扱いに注意しましょう。

### 畜舎火災の発生を想定した準備

- ✓ 消火器具や火災報知器を設置しましょう。
- ✓ 家畜や従業員の避難方法や避難経路、避難場所の確認をしましょう。
- ✓ 従業員の消火・避難訓練を実施しましょう。

農林水産省 畜産局 企画課  
畜産振興課

◇ ◇ ◇

感感発0401第8号

令和8年4月1日

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課長

## 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省 令の公布について

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第73号）が本日公布され、別添のとおり、各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛てに通知するとともに、公益社団法人日本獣医師会、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本愛玩動物協会宛てに周知等について協力を依頼しておりますので、御了知願います。

◇ ◇ ◇

感発0401第1号

令和8年4月1日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長

## 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省 令の公布について（公布通知）

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第73号）が別添のとおり公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等（都道府県にあっては管内の市町村を含む。）へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

### 1. 改正の趣旨

狂犬病の予防注射については、令和5年地方

分権改革に関する提案募集において、3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、併せて、注射時期について通年接種を可能とするよう提案があった。この提案を踏まえ、検討を行った結果、提案どおり、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「規則」という。）を改正するものである。

### 2. 改正の内容

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）第5条第1項において犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者）が毎年1回受けさせなければならないとされている狂犬病の予防注射について、4月1日から6月30日までの間に受けさせなければならないとしていた規定を廃止し、通年での接種を可能とするもの。（規則第11条第1項関係）

(2) 法第5条第2項に基づき、市町村長が交付する注射済票について、毎年3月2日から同月31日までの間に予防注射を行った場合に翌年度の注射済票を交付することとしていた規定を廃止し、予防注射を実施した時期と交付する注射済票の年度を揃えるもの。（規則第12条第5項関係）

(3) その他、所要の規定の整備を行うもの。

### 3. 運用上の留意点

(1) 予防注射の適切な実施について

予防注射の時期の限定がなくなることにより、予防注射の実施間隔が延長することのないよう、少なくとも毎年同時期に1回の予防注射を実施することの徹底について、引き続き、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めること。なお、本改正はこれまで予防注射期間に行っていた周知・啓発活動や集合注射を廃止することを意図したものではない。引き続き、予防注射の実施率が低下することのないよう、市町村や地方獣医師会等関係者と十分に協議を

し、自治体の実情に合わせた効率的・効果的な取組に万全を期されたい。

(2) 予防注射強化期間の設定について

本改正は、4月1日から6月30日までの間に犬に予防注射を受けさせることのできなかった所有者について、法令違反となる状況を是正し、より柔軟性を持たせるものであるが、一方で、予防注射の期間を限定することは周知・啓発活動の推進やワクチンを無駄なく利用するといった観点で利点がある。この点を踏まえ、本改正後も、3か月程度の予防注射強化期間を設定し、引き続き予防注射の推進活動を行うことが推奨される。強化期間については、所有者の混乱を防ぐため、目安としてこれまでの4月1日から6月30日を設定するが、自治体の実情に応じて時期の変更は可能である。

狂犬病予防注射未実施の犬に対する注射案内の時期を検討する際にも、強化期間を一つの区切りとして適宜活用されたい。

(3) その他

本改正は令和9年3月2日から施行予定であることから、令和9年3月2日から同月31日までの間に予防注射を実施した犬に対しては、令和8年度の注射済票を交付することに留意されたい。

4. 施行期日

令和9年3月2日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項及び狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二白三十六号）第四条の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(予防注射)</p> <p><b>第十一条</b> 生後九十一日以上<small>の犬の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。</small></p> <p>2 生後九十一日以上<small>の犬であって、所有するに至った日から遡り一年以内に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至った者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至った日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。</small></p> <p>3 前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(注射済票の交付)</p> <p><b>第十二条</b> (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(予防注射の時期)</p> <p><b>第十一条</b> 生後九十一日以上<small>の犬（次項に規定する犬であつて、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。</small></p> <p>2 生後九十一日以上<small>の犬であつて、三月二日（一月一日から五月三十一日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の三月二日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。</small></p> <p>3 前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(注射済票の交付)</p> <p><b>第十二条</b> (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。</p>

附 則

この省令は、令和九年三月二日から施行する。

◇ ◇ ◇  
☆☆ その他

令和8年4月17日

動物医薬品検査所

審査調整課の審査調整第一課及び審査調整第二課への改組について（お知らせ）

平素より当所の業務運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年4月8日施行の農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第132条の2の改正により、当所企画連絡室に設置されている審査調整課は、業務の一層の強化及び効率化を図るため、同日付けで下記のとおり改組されましたので、お知らせいたします。

関係各位におかれましては、本改組の趣旨及び内容につき御了知の上、今後の業務において御対応賜りますようお願い申し上げます。

また、貴団体におかれましては、本件につき、会員の皆様をはじめ関係者の方々へ広く周知していただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、本改組後におきましても、業務に関する連絡先のメールアドレスに変更はございません。引き続き、従来どおり下記のアドレスを御使用ください。

記

1 改組の概要

(1) 審査調整第一課

主として生物学的製剤及び再生医療等製品に係る審査調整に関する業務を担当します。

(2) 審査調整第二課

主として審査調整第一課の所掌を除く動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器に係る審査調整に関する業務を担当します。

2 業務連絡先メールアドレス

nval.shinsa@maff.go.jp

審査調整第一課

生物学的製剤第1係……

生物学的製剤（遺伝子組換え技術を使用したものを除く。）の製造販売承認申請に係る技術的審査

生物学的製剤第2係……

生物学的製剤（遺伝子組換え技術を使用したものに限る。）の製造販売承認申請に係る技術的審査

再生医療等製品係……

再生医療等製品の製造販売承認申請に係る技術的審査等

審査調整第二課

一般薬係……

医薬品（生物学的製剤及び抗生物質製剤を除く。）、医薬部外品及び医療機器の製造販売承認申請に係る技術的審査等

抗菌性物質製剤係……

抗菌性物質製剤の製造販売承認申請に係る技術的審査等

◇  
○農林水産省等の報告・統計から

\* 都道府県別飼育動物診療施設の開設届出等

状況（農林水産省 令和8年3月7日公表）

（令和7年12月31日現在：別添参照）

飼育動物診療施設の開設届出件数は、全国で17,200（前年16,993、以下同じ）で、うち産業動物は4,154（4,147）、小動物等は13,046（12,846）。

都道府県別で多いのは、産業動物は北海道612（602）、鹿児島県234（235）、岩手県166（174）、千葉県150（152）、小動物等は東京都1,933（1,912）、神奈川県1,168（1,166）、大阪府856（854）、埼玉県812（817）と続きます。

（次ページ表参照）

都道府県別飼育動物診療施設の開設届出状況

	合計		国		都道府県		市町村		診療施設の所属機関		開設者														
	産業動物	その他	産業動物	その他	産業動物	その他	市町村	産業動物	その他	農業協同組合	農業共済組合	個人診療施設		獣医師 以外											
												小計	その他		法人	任意団体	小計	その他							
北海道	1,149	612	1	0	1	28	14	14	8	2	6	17	78	434	171	263	171	263	0	0	583	330	253	615	534
青森	188	111	0	0	0	8	6	2	2	0	2	3	1	65	31	34	28	33	3	1	109	70	39	110	78
岩手	253	166	0	0	0	17	7	10	4	2	2	6	6	74	48	26	44	26	4	0	146	97	49	148	105
宮城	308	110	0	0	0	13	7	6	2	0	2	0	4	138	30	108	30	108	0	0	151	69	82	152	156
秋田	123	58	0	0	0	7	4	3	3	0	3	1	3	26	12	14	11	14	1	0	83	38	45	80	43
山形	143	78	0	0	0	11	7	4	2	0	2	0	6	51	20	31	16	30	4	1	73	45	28	76	67
福島	257	115	0	0	0	11	6	5	3	0	3	4	7	91	28	63	24	62	4	1	141	70	71	160	97
茨城	418	126	0	0	0	8	7	1	2	0	2	5	2	187	44	143	44	143	0	0	214	68	146	215	203
栃木	321	142	0	0	0	7	5	2	1	0	1	4	1	134	51	83	51	83	0	0	174	81	93	173	148
群馬	307	98	0	0	0	11	9	2	3	0	3	4	1	108	24	84	24	84	0	0	180	60	120	182	125
群馬	87	29	0	0	0	4	3	1	1	0	1	0	1	457	17	440	16	440	1	0	402	38	364	401	473
石川	117	24	0	0	0	7	6	1	2	1	1	0	1	53	8	45	8	45	0	0	54	8	46	53	64
福井	53	9	0	0	0	7	4	3	1	0	1	0	1	26	0	26	0	26	0	0	18	4	14	18	35
山梨	131	22	0	0	0	5	4	1	2	0	2	0	3	43	6	37	6	37	0	0	78	9	69	81	50
長野	322	92	0	0	0	18	6	12	8	2	6	7	7	97	22	75	17	75	5	0	185	48	137	205	117
岐阜	276	88	0	0	0	19	8	11	14	0	2	1	94	26	68	26	67	0	1	146	37	109	148	128	
静岡	451	73	0	0	0	10	6	4	6	3	3	3	1	202	18	184	18	184	0	0	229	42	187	223	228
愛知	833	120	0	0	0	17	13	4	9	2	7	4	2	349	29	320	29	320	0	0	452	70	382	453	380
三重	201	45	0	0	0	16	6	10	1	0	1	1	2	60	9	51	9	51	0	0	121	27	94	132	69
滋賀	173	43	0	0	0	5	4	1	1	0	1	1	2	78	21	57	21	57	0	0	86	15	71	85	88
京都	294	264	0	0	0	8	6	2	5	2	3	0	2	138	4	134	4	134	0	0	141	16	125	147	147
大阪	880	24	0	0	0	6	1	5	10	0	10	0	0	452	14	438	14	438	0	0	412	9	403	406	474
兵庫	800	122	0	0	0	16	10	6	114	0	114	6	7	265	21	244	21	244	0	0	392	78	314	389	411
奈良	157	16	0	0	0	3	2	1	1	0	1	0	1	58	2	56	2	56	0	0	94	11	83	94	63
和歌山	98	9	0	0	0	5	3	2	2	0	2	0	0	28	1	27	1	27	0	0	63	5	58	73	25
鳥取	111	67	0	0	0	9	7	2	0	2	1	3	3	39	24	15	24	15	0	0	57	32	25	72	39
島根	150	89	0	0	0	15	9	6	5	1	4	6	10	40	9	31	9	31	0	0	74	54	20	82	68
岡山	284	99	0	0	0	5	4	1	1	0	1	8	5	135	44	91	43	91	1	0	110	38	72	103	161
広島	315	70	0	0	0	5	4	1	4	1	3	1	6	159	23	136	23	135	0	1	140	35	105	142	173
山口	191	53	0	0	0	14	6	8	3	0	3	1	5	59	9	50	9	50	0	0	109	32	77	111	80
徳島	115	47	0	0	0	7	5	2	1	0	1	2	1	38	8	30	8	28	0	2	65	30	35	64	51
香川	117	32	0	0	0	10	4	6	1	0	1	1	5	54	9	45	9	45	0	0	46	13	33	46	71
愛媛	159	46	0	0	0	13	8	5	1	0	1	1	3	62	10	52	10	52	0	0	79	24	55	80	79
高知	100	28	0	0	0	7	6	1	2	0	2	0	3	36	8	28	8	28	0	0	52	11	41	54	46
福岡	506	46	0	0	0	1	5	5	0	10	1	9	5	237	11	226	11	225	0	1	245	21	224	234	272
佐賀	87	37	0	0	0	6	4	2	0	0	2	3	2	26	9	17	9	16	0	1	50	19	31	51	36
長崎	148	56	0	0	0	9	8	1	6	4	2	2	9	50	8	42	8	42	0	0	72	25	47	73	75
熊本	286	134	0	0	0	20	8	12	2	0	2	6	3	108	41	67	36	67	5	0	147	76	71	147	139
大分	171	74	0	0	0	16	7	9	5	3	2	2	2	40	11	29	10	29	1	0	106	49	57	113	58
宮崎	247	140	0	0	0	16	9	7	4	2	2	1	12	64	21	43	21	43	0	0	150	95	55	162	85
鹿児島	387	234	0	0	0	26	16	10	8	4	4	3	28	144	76	68	76	67	0	1	178	107	71	197	190
沖縄	270	111	0	0	0	2	11	8	3	3	1	2	0	87	17	70	17	68	0	2	159	77	82	197	73
合計	17,200	4,154	5	1	4	508	300	208	289	47	242	118	263	7,325	1,125	6,200	1,096	6,188	29	12	8,692	2,300	6,392	8,828	8,372

注:令和7年12月31日現在

就業獣医師数別の施設の状況

(単位:か所)

		総数	獣医師を1人使用する									
			同2人	同3人	同4人	同5人	同6人	同7人	同8人	同9人	同10人以上	
北海道	産業動物	612	400	59	18	14	14	9	7	10	10	71
	小動物、その他	537	376	84	29	19	10	5	4	3	1	6
青森	産業動物	188	111	88	11	5	1	0	2	1	0	1
	小動物、その他	77	45	23	6	2	0	0	0	0	1	0
岩手	産業動物	253	166	119	27	4	3	0	3	3	0	0
	小動物、その他	87	67	7	5	6	0	0	1	0	0	1
宮城	産業動物	308	110	82	11	4	1	2	1	1	1	6
	小動物、その他	198	118	42	11	8	5	2	2	0	3	7
秋田	産業動物	123	58	46	2	3	1	0	0	1	1	0
	小動物、その他	65	47	6	3	1	1	1	2	1	3	0
山形	産業動物	143	78	59	3	2	1	2	1	1	0	3
	小動物、その他	65	38	16	4	3	1	2	0	0	0	1
福島	産業動物	257	115	79	14	4	4	0	5	3	1	2
	小動物、その他	142	86	31	11	8	2	0	0	0	2	2
茨城	産業動物	418	126	88	13	7	4	3	4	0	1	1
	小動物、その他	292	177	71	20	6	6	4	2	1	2	3
栃木	産業動物	321	142	102	17	4	9	2	1	0	2	0
	小動物、その他	179	116	34	11	7	5	4	0	1	0	1
群馬	産業動物	307	98	66	11	5	1	2	3	1	4	0
	小動物、その他	209	132	45	13	5	3	1	2	2	0	6
埼玉	産業動物	874	62	45	4	1	0	2	2	3	0	1
	小動物、その他	812	486	161	57	29	15	12	12	2	8	30
千葉	産業動物	890	150	118	15	3	0	3	2	0	1	0
	小動物、その他	740	431	142	56	32	24	14	9	6	2	24
東京	産業動物	2,024	91	52	16	10	1	2	1	2	1	0
	小動物、その他	1,933	1,131	371	158	80	35	34	19	15	11	79
神奈川	産業動物	1,243	75	44	14	2	4	1	1	1	1	6
	小動物、その他	1,168	659	235	74	57	32	24	15	11	4	57
新潟	産業動物	205	51	33	7	3	2	1	0	0	1	3
	小動物、その他	154	105	35	3	4	2	2	1	0	0	2
富山	産業動物	87	29	24	0	1	0	1	0	0	0	3
	小動物、その他	58	28	14	6	5	0	1	0	1	1	2
石川	産業動物	117	24	14	4	0	2	0	0	1	1	0
	小動物、その他	93	53	22	7	6	1	2	1	0	0	1
福井	産業動物	53	9	4	1	1	2	0	0	0	0	1
	小動物、その他	44	27	9	2	3	1	0	0	0	0	2
山梨	産業動物	131	22	10	2	4	0	0	0	0	3	3
	小動物、その他	109	79	18	5	3	0	0	1	0	1	2
長野	産業動物	322	92	60	7	6	2	0	3	3	2	1
	小動物、その他	230	158	39	11	6	6	2	0	1	1	6
岐阜	産業動物	276	88	56	9	6	7	2	1	2	0	3
	小動物、その他	188	116	43	8	11	2	1	1	4	0	2
静岡	産業動物	451	73	56	5	4	0	0	2	1	0	1
	小動物、その他	378	240	81	23	11	7	8	3	0	0	5
愛知	産業動物	833	120	85	8	4	3	5	1	3	2	0
	小動物、その他	713	427	135	50	26	15	9	6	15	9	21
三重	産業動物	201	45	29	4	3	3	1	0	0	0	5
	小動物、その他	156	98	41	7	3	0	2	0	1	0	4
滋賀	産業動物	173	43	23	9	2	3	1	1	0	0	4
	小動物、その他	130	86	25	5	7	3	1	3	0	0	0
京都	産業動物	294	30	16	4	2	0	1	2	0	2	0
	小動物、その他	264	150	53	20	8	5	9	1	3	3	12
大阪	産業動物	880	24	17	2	0	1	1	1	0	0	2
	小動物、その他	856	592	133	41	13	22	8	12	8	2	25
兵庫	産業動物	800	122	88	8	8	1	1	1	5	3	1
	小動物、その他	678	387	207	29	15	9	4	4	5	1	17
奈良	産業動物	157	16	13	0	0	0	0	1	0	0	1
	小動物、その他	141	110	17	5	2	0	0	2	1	1	3
和歌山	産業動物	98	9	6	0	0	1	0	0	0	1	0
	小動物、その他	89	67	15	1	4	1	1	0	0	0	0
鳥取	産業動物	111	67	43	13	1	2	0	1	1	1	4
	小動物、その他	44	25	12	3	2	1	0	1	0	0	0
島根	産業動物	150	89	62	8	1	2	0	2	3	2	1
	小動物、その他	61	43	14	3	1	0	0	0	0	0	0
岡山	産業動物	264	99	54	16	15	6	1	2	0	1	0
	小動物、その他	165	101	26	17	5	4	1	1	0	5	5
広島	産業動物	315	70	51	5	1	0	3	1	1	2	1
	小動物、その他	245	157	45	23	4	5	1	2	2	0	6
山口	産業動物	191	53	35	5	2	2	1	0	1	4	0
	小動物、その他	138	95	26	5	8	1	0	1	0	1	1
徳島	産業動物	115	47	33	8	1	1	1	0	1	0	2
	小動物、その他	68	48	14	2	4	0	0	0	0	0	0
香川	産業動物	117	32	21	2	1	0	1	3	0	0	4
	小動物、その他	85	51	20	5	1	1	1	0	2	2	2
愛媛	産業動物	159	46	28	4	1	1	0	0	0	1	2
	小動物、その他	113	75	24	7	3	2	0	0	1	1	0
高知	産業動物	100	28	18	1	3	1	1	1	0	1	0
	小動物、その他	72	45	16	0	5	0	1	1	0	0	4
福岡	産業動物	506	46	27	4	3	0	3	1	0	3	0
	小動物、その他	460	263	117	27	29	10	4	1	0	2	7
佐賀	産業動物	87	37	19	8	5	0	0	0	2	1	0
	小動物、その他	50	36	12	0	1	1	0	0	0	0	0
長崎	産業動物	148	56	34	9	3	4	1	1	0	0	4
	小動物、その他	92	59	24	6	0	1	1	0	0	1	0
熊本	産業動物	286	134	95	20	4	2	0	0	1	2	0
	小動物、その他	152	94	39	10	2	3	0	2	0	1	1
大分	産業動物	171	74	61	3	3	1	1	0	1	0	2
	小動物、その他	97	75	15	3	1	0	1	0	0	1	1
宮崎	産業動物	247	140	99	21	1	4	1	2	3	0	0
	小動物、その他	107	69	24	8	1	1	1	0	0	0	3
鹿児島	産業動物	387	234	152	29	15	13	2	4	3	3	5
	小動物、その他	153	102	32	8	4	0	2	1	0	1	3
沖縄	産業動物	270	111	78	10	8	1	4	1	1	2	1
	小動物、その他	159	97	21	17	5	4	3	3	2	2	5
合計	産業動物	17,200	4,154	2,832	453	184	111	67	67	57	58	43
	小動物、その他	13,046	8,067	2,636	825	466	247	169	116	88	73	359

注:令和7年12月31日現在



令和8年3月31日公表

畜産物流通調査

令和7年鶏卵流通統計調査結果

1 令和7年の鶏卵生産量は245万3,409tで、前年に比べ2万7,254t（1.1%）減少しました。

2 鶏卵生産量の都道府県別割合

鶏卵生産量の都道府県別割合をみると、鹿児島県が7.0%と最も高く、次いで茨城県が5.9%、岡山県が5.6%、広島県が5.4%となっています。

鶏卵生産量（全国及び上位10都道府県）

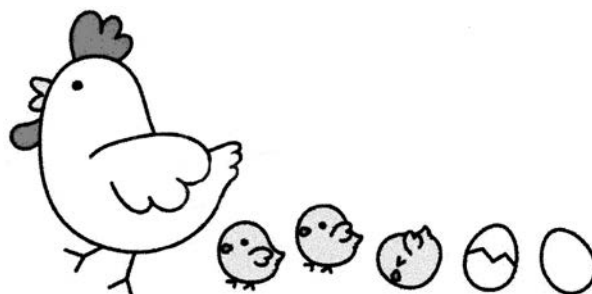
区 分	実 数		対 前 年 比	令和7年 構成比
	令和6年	7		
	t	t	%	%
全 国	2,480,663	2,453,409	98.9	100.0
うち 鹿児島	184,584	171,647	93.0	7.0
茨 城	142,464	144,386	101.3	5.9
岡 山	134,561	137,302	102.0	5.6
広 島	130,829	132,521	101.3	5.4
群 馬	127,180	130,439	102.6	5.3
千 葉	154,400	124,241	80.5	5.1
青 森	105,187	113,634	108.0	4.6
栃 木	105,490	105,472	100.0	4.3
愛 知	125,255	104,806	83.7	4.3
兵 庫	102,024	101,412	99.4	4.1

◎ 累年データ

鶏卵生産量の推移（全国）

年 次	生産量
	t
平成28年	2,562,243
29	2,601,173
30	2,627,764
令和元	2,639,733
2	2,632,882
3	2,574,255
4	2,585,987
5	2,426,940
6	2,480,663
7	2,453,409

資料：農林水産省統計部『畜産物流通統計』



## 役員名簿

任期は令和8年5月21日～令和9年度事業に係る通常総会終結時まで。

(順不同・敬称略)

	氏名	所属会社名等
理事長	相原 夏実	(株)アスコ
副理事長	一柳 吉孝	MPアグロ(株)
副理事長	市野沢信成	森久保薬品(株)
副理事長	辻 眞樹	裕和薬品(株)
専務理事	塩田 忠	学識経験者
常務理事	松田 怜士	松田商事(株)
理事	戸羽 進	小田島商事(株)
理事	藤田 力	MPアグロ(株)
理事	小林 弘明	(株)アスコ
理事	永井 昭吾	森久保薬品(株)
理事	鈴木 政博	同和化学(株)
理事	松田 憲明	松田医薬品(株)
理事	宇野木良太	富田薬品(株)
理事	青木 博史	日本獣医生命科学大学
監事	小川 泰男	(株)共立商会

## ☆事務局だより

### ○令和8年度第1回理事会の結果概要

令和8年4月27日(月)にトラストシティカンファレンス(東京)で開催しました。

主な内容は、令和7年度事業報告・決算、公益目的支出計画実施報告書、通常総会の招集、定期役員選任に係る候補者推薦(理事・監事)の議決、令和8年度会費、JRA畜産振興事業 事業報告、計画(研修科目、調査、コードの計画)、専門委員会のあり方、農林水産省との意見交換等についての協議でした。

### ○令和8年度都道府県会長・会員合同会議及び

#### 第57回定時総会、第2回理事会の開催

(詳細は次号掲載)

第57回通常総会等タイムテーブル	
令和8年5月21日(木) ホテルアジュール竹芝「天平の間」 東京都港区海岸1-11-2 TEL:03-3437-2011	
(会長・会員対象)	
都道府県協会会長・会員合同会議	13:00～14:15
○理事長挨拶 ○説明「動物薬事の最近の動き」(農林水産省消費・安全局畜産安全管理課) ○事務局 事業報告・今後の予定・連絡事項	
第57回通常総会	14:30～16:00
○開会の辞 ○理事長挨拶 ○来賓ご挨拶 ○議長選出 ○議事 1 議決事項 第1号議案 令和7年度決算の件 第2号議案 令和8年度会費及び賛助会費の件 第3号議案 定期役員選任の件 2 報告事項 令和7年度事業報告について 令和7年度公益目的支出計画実施報告について <監査報告> 令和8年度事業計画及び収支予算について ○閉会の辞	
暫時休憩 (第2回理事会開催(4役・専門委員選任)) ○第2回理事会結果報告(新4役・専門委員)	
講演	16:10～17:00
「動物用医薬品の最新の流通動向」 クレコンリサーチ&コンサルタント㈱特品事業部長 吉野 修 様	
<休憩>	
懇親会	「飛鳥の間」 17:15～19:15

### ○協会の「認定更新研修」7月1日に受付開始

販売員(新規を除く)等を対象にした従前の既認定研修を見直して、7年度から始まった認定更新研修の受講受付が7月1日から始まります。

(次ページ参照)

## 2026(令和8)年度 認定更新研修<sup>(Web)</sup>実施スケジュール

7月 1日(水) 2026(令和8)年度認定更新Web研修 実施案内発信  
同日 受講申込受付開始

7月31日(金) 受講申込み締切 受講料納付※期限 8月20日(木)  
※協会が発行する請求書によりお払い込みください。

8月3日(月)～20日(木) 受講者により、指定URLページにて  
メールアドレス登録・パスワード等設定・受講可能確認

8月21日(金)～9月17日(木) 受講期間 4 週間 受講者が各自視聴

8月27日(火)～9月17日(木) 視聴判定 → 判定結果は協会へ自動通知

9月下旬 協会「認定販売員名簿」整備 2026年度認定更新者登録

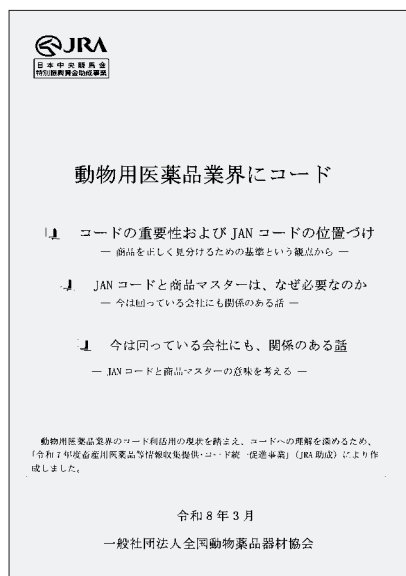
10月上旬 協会「認定販売員証」発行・発送 (表彰状形式・会社ごとに送付)

10月中旬 協会 認定番号を協会ホームページにて公開

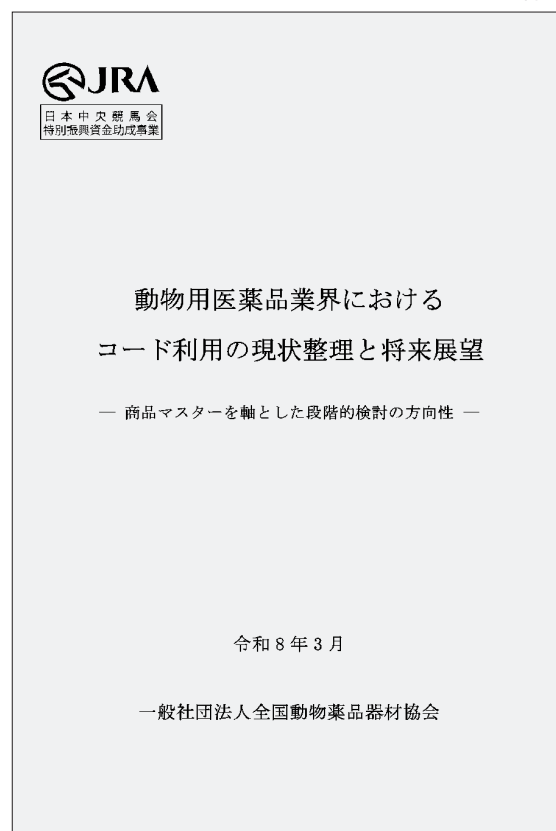
### ☆動物用医薬品関係の冊子作成

協会ではコード啓蒙普及用冊子を2種類「動物用医薬品業界にコード」(A5版)、「動物用医薬品業界にけるコード利用の現状整理と将来展望—商品マスターを軸とした段階的検討の方向性—」(A4判)とともに、動物用医薬品流通実態調査報告書2種類(国内編・米国編)を作成しました。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

A4判



A5判



## ◎協会ホームページから

- ①協会報に連載の「世界から見た日本」をすべて掲載しています。
- ②令和7年度新規認定研修の研修科目の資料と動画を掲載しています。  
「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で視聴できます。
- ③最新の会員名簿を、「協会について」の欄の「会員一覧、」に掲載しています。  
新年度に入り、4月・5月に、協会の正会員である都道府県協会の会長及び事務局の変更が多数ありました。
- ④最新の都道府県協会の会長等会員名簿はホームページ「協会について⇒会員一覧、都道府県別」を参照)



### 【お願い】

都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等の際には、事務局にご連絡ください。

各種変更届の書式については、「協会について」⇨「会員」から出力してご活用下さい。

### 【お願い】

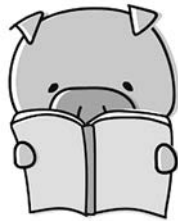
この協会報では、令和5年度から氏政雄揮氏（アームズ(株)代表）に執筆いただき、別添で連載しております。

現在は第2シリーズ「変革期の獣医療業界を支える卸売業」です。

読者の皆様から、是非、執筆内容へのご意見、ご感想、ご要望等をお寄せ下さい。⇨[協会ホームページにも掲載]

## 本会刊行図書案内

- **動薬手帳2026年版**(動薬ハンドブック)  
B6変形判 470頁 1300円(税込1430円)  
関係法規、一般製剤、生物学的製剤ほか



本会報の送付停止を希望される場合は、ご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

委員長	相原夏実(理事長)
副委員長	塩田忠(専務理事)
委員	一柳吉孝(副理事長)
”	市野沢信成(副理事長)
”	辻真樹(副理事長)
”	松田怜士(常務理事)

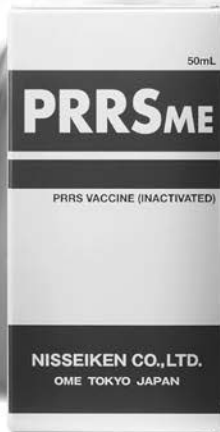
全動薬協会報(隔月発行) No.379

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会  
〒113-0034  
東京都文京区湯島3-20-9  
緬羊会館3F  
TEL 03-5812-4177  
FAX 03-3834-5440  
E-mail : zdk1s@jadida.or.jp  
jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田忠

# 安心と効果を一本に

— PRRS対策のニュースタンダード —



日本初の北米型PRRS不活化ワクチン

## スワインテクト®PRRS-ME

安全性、有効性の高い  
マイクロエマルジョンアジュバントを使用  
投与によるウイルス排出や病原性復帰はありません  
3週齢以上の豚に投与可能



日生研株式会社

〒198-0024 東京都青梅市新町9丁目2221番地の1

TEL 0428-33-1009(営業部)

URL <https://www.jp-nisseiken.co.jp>

# FAST, EASY, LASTING PROTECTION

ブラベクト®  
スポット 猫用

ブラベクト® プラス  
猫用



THREE-MONTHS\*  
PROTECTION



ブラベクト®錠

ブラベクト®  
スポット 犬用

※スポット犬用は最大4か月効果が持続

## 3か月効果が持続\* 次世代のノミ・マダニ駆除薬



## 臨床現場で簡便に抗原検出が可能

牛の下痢便中における牛A群ロタウイルス抗原、牛コロナウイルス抗原、K99 (F5) 線毛抗原保有大腸菌抗原ならびにクリプトスポリジウム・バルバム抗原の検出

動物用医薬品

体外診断用医薬品

# 「京都微研」 牛下痢症4種抗原検出キット



1キット10検体分

- ・検出板
- ・検体採取用ピペット
- ・希釈液
- ・検体採取用綿棒付



使用目的、使用方法、使用上の注意等の弊社製品に関する情報は京都微研ホームページ(右記2次元コードから開くことができます)あるいはお手元の使用説明書をご確認ください。



■販売元

**sasaeah 製薬株式会社**

東京都品川区上大崎2丁目13番2号

■製造販売元(輸入販売元)

**KYOTOBIKEN**  
株式会社微生物化学研究所

京都府宇治市横島町二十四16番地

■製品情報お問い合わせ先

株式会社微生物化学研究所 管理部 購買物流課

〒611-0041 京都府宇治市横島町二十四16番地

TEL 0774-22-4519 FAX 0774-22-4568

The proof is  
in your profit

Elanco

# Baycox

## その課題?

## コクシジウム

子豚のコクシジウム病はシストイソスポラ・スイス (*Cystoisospora suis*) の感染によって引き起こされ、生後2~3週によく見られます。

主な症状は、黄灰色~灰白色の特異的なペースト状の下痢で、5~6日間継続して排泄されます。

臨床症状を示さない「不顕性感染」も多く、*C. suis*に感染した子豚は、腸管粘膜の損傷を受け、病原微生物の二次感染により病態が悪化することがあります。

したがって、コクシジウムに感染すると、臨床症状を示さずとも腸管へのダメージはかなり大きく、発育不良となります。

**コクシジウム病の被害から子豚を守るには、  
生後間もない発症防止対策が重要です。**

豚用抗コクシジウム剤 動物用医薬品 要指示医薬品 指定医薬品 使用基準

# 豚用バイコックス™



最新の添付文書につきましては、  
こちらの動物用医薬品データベースをご確認ください。

Elanco

エランコジャパン株式会社

Elanco及び  : エランコ又はその関連会社の商標です。

PM-JP-25-0217-PC

動物用医薬品 要指示 指定

健康にアイデアを  
**meiji**

# フォーシルS<sup>®</sup> 誕生!

1 mL中 マルボフロキサシン160 mg含有



豚大腸菌性下痢に  
一撃!

- ✓ 1 治療 1 回筋肉内投与の  
高用量ワンショット製剤
  - ・マルボシルの 4 倍量  
(マルボフロキサシンとして 8mg/kg) を単回投与
  - ・投与作業の省力化と動物への負担を軽減できる製剤
- ✓ 適応症：第一次選択薬が無効の場合の下記適応症  
豚；大腸菌性下痢症
- ✓ 耐性菌の発生リスクを低減させる製剤設計
  - ・AMR 対策に貢献
- ✓ 使用禁止期間  
豚：食用に供するためにと殺する前 8 日間

出典：フォーシルS 製造販売承認申請資料



添付文書情報



※本剤は獣医師等の処方箋・指示により使用すべき要指示医薬品です。ご使用の際は製品の添付文書をよくお読みください。

明治アニマルヘルス株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番2号

<https://www.vaxxinova.co.jp>

· japan  
**vaxxinova**  
veterinary prevention strategies



- |                                   |                        |                     |
|-----------------------------------|------------------------|---------------------|
| ■ バックスオンND-IB-EDS                 | ■ MD生ワクチン(HVT)         | ■ MG生ワクチン           |
| ■ バックスオン-ガンボロ2                    | ■ MD生ワクチン(CVI)         | ■ AE液状生ワクチン         |
| ■ バックスオンIBD-CA                    | ■ バックスオンMD (CVI)-N     | ■ バックスオンAE・Pox(液状)  |
| ■ IB生ワクチン (H120G)                 | ■ バックスオンMD(HVT+CVI)-N  | ■ バックスオン・ボックス (ひな用) |
| ■ NB生ワクチン (B <sub>1</sub> +H120G) | ■ 2価MD生ワクチン(H+S)       | ■ バックスオン・ボックス(中大雛用) |
| ■ アビプロSE                          | ■ イノボ鶏痘/2価MD生ワクチン(H+S) |                     |

ワクチノーバ株式会社

〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目24-8オリックス浜松町ビル4階  
TEL 03-6895-3710 FAX 03-6895-3711